

平成 2 7 年度

関東農政局補助事業評価（再評価）

現地調査資料

茂畑地区

農業競争力強化基盤整備事業「茂畑地区」地区概要

1. 事業名：農業競争力強化基盤整備事業
(農地整備事業(畑地帯担い手育成型))
2. 事業目的：本地区は、静岡市清水区市街地北部に位置する低山の急峻な樹園地帯であり、農道等の整備が不十分なことから、労働生産性は低く規模拡大が困難であった。また、みかんの価格低迷により、農業経営は逼迫し、後継者の確保も困難で、耕作放棄地が見られる状況となっていた。
このため、農地を平坦化・集団化する区画整理と農道整備により営農労力を節減するとともに、良質な品種への改植及び施設園芸の導入を行い、将来に希望をもった担い手農家の育成と農業経営の安定を図ることを目的とした事業を実施する。
3. 総事業費：4,499百万円
平成26年まで進捗率90% (予算ベース)
4. 受益面積：59.6ha
5. 受益者数：123人
6. 事業工期：平成7年度～平成28年度 (予定)
7. 関係市町村：静岡県静岡市
8. 事業内容：

区画整理工	33.6ha	
農地造成工	9.7ha	
農道工	1.1km	(L=0.2km)
畑かん工	43.3ha	(附帯工1式)
農地保全	4.2km	(L=0.2km)
農作業準備休憩施設	1箇所	

※ () 内はH27実施内容
9. 主要作物：柑橘
10. 負担割合：

国	県	市町村・改良区
50.0%	30.0%	20.0%

農業競争力強化基盤整備事業（静岡県静岡市清水区 茂畑地区）

事業の概要

○目的

本地区では、区画整理により農地の平坦化と集団化を図り、農道整備により作業効率を向上させるとともに、優良品種への改植や規模拡大等を行い、担い手の育成、農業経営の安定を図る。

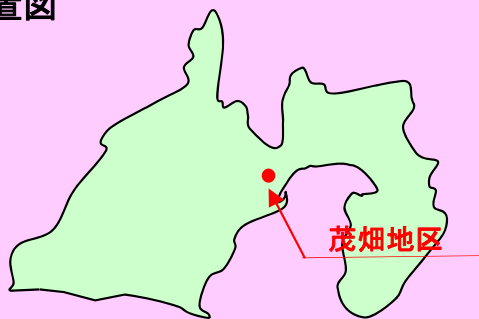
○概要

事業名 農地整備事業
(畑地帯担い手育成型)
地区名 茂畑地区
関係市町 静岡県静岡市清水区
事業工期 平成7年～28年度
受益面積 59.6ha
主要工事 区画整理 33.6ha
農地造成 9.7ha
畑かん 43.3ha
農地保全 4.2km
農作業準備休憩施設 1箇所

○平成27年度予算額

国費 27.5百万円
事業費 55百万円
内容 道路工 L=0.4km
農地保 L=0.2km

○位置図



地区の現状と課題

- 本地区は、静岡市清水区の中中部、みかん及び茶を主体とした山間地の樹園地帯。
- 経営が小規模であり、従事者の高齢化、後継者不足等が進んだ地域。
- 急傾斜の畑地は、機械化、経営の大規模化、後継者不足、担い手農家への農地集積を阻害

事業実施前



急峻な地形が機械化等を阻害



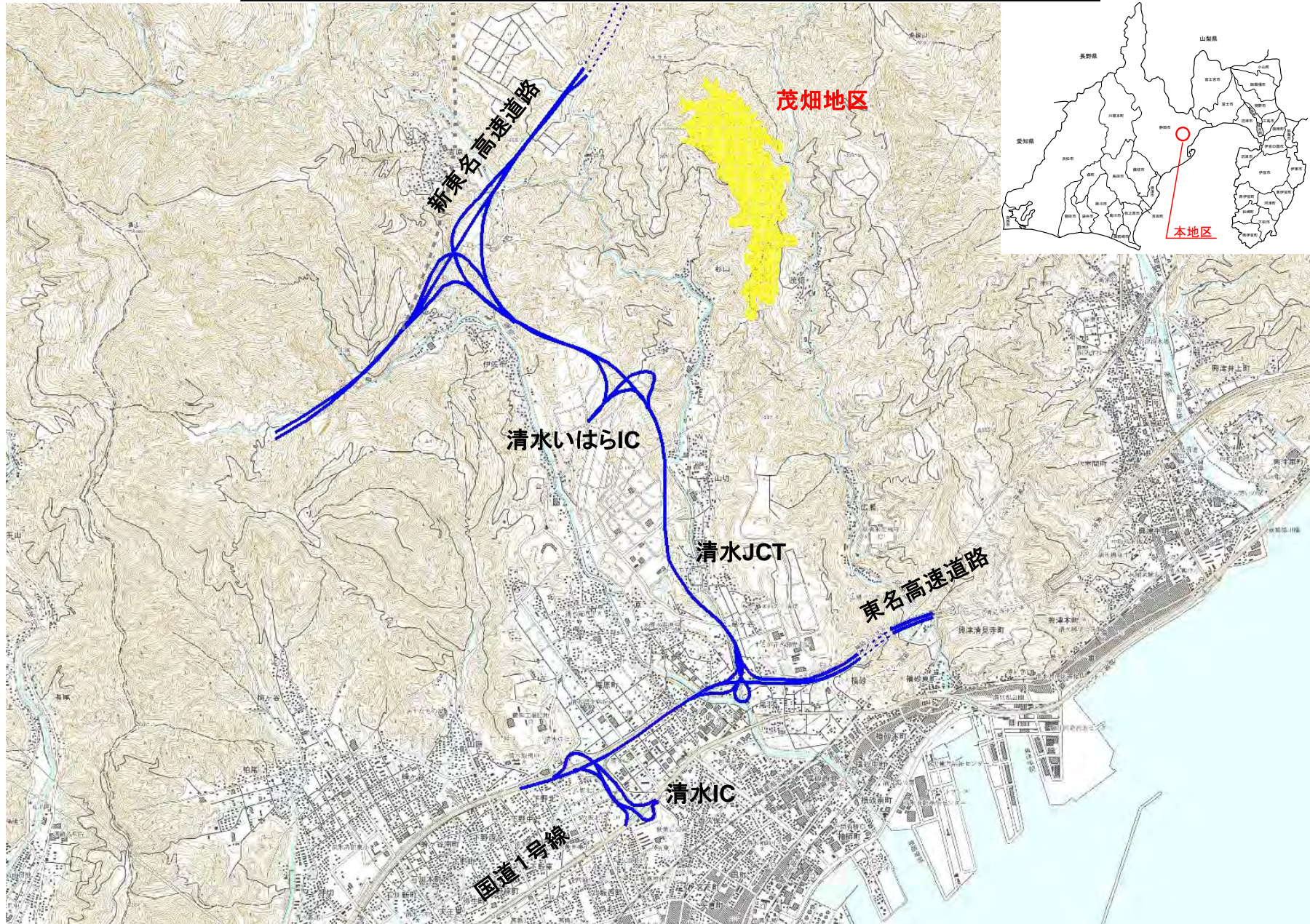
区画整理により農地の平坦化を図り、農作業の機械化、経営の大規模化、農地の集積を推進

- 市及び農協を中心として、農業の安定的発展を図るために生産性の向上や経営規模の拡大等を図り、営農意欲の高い農業後継者へ営農労力の節減、高品質化、高生産性を図り、担い手の経営安定を図る。

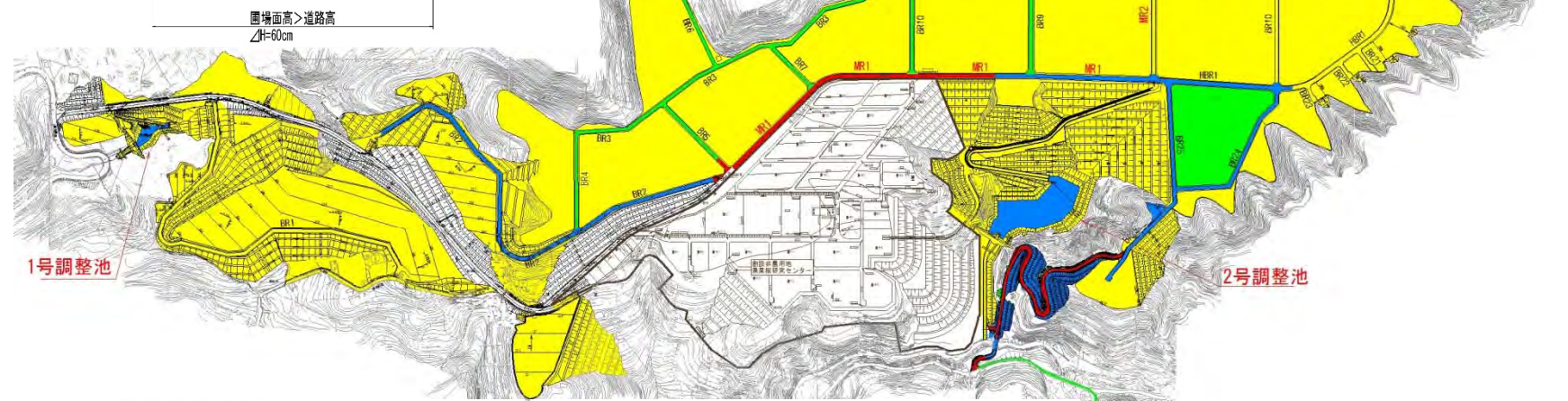
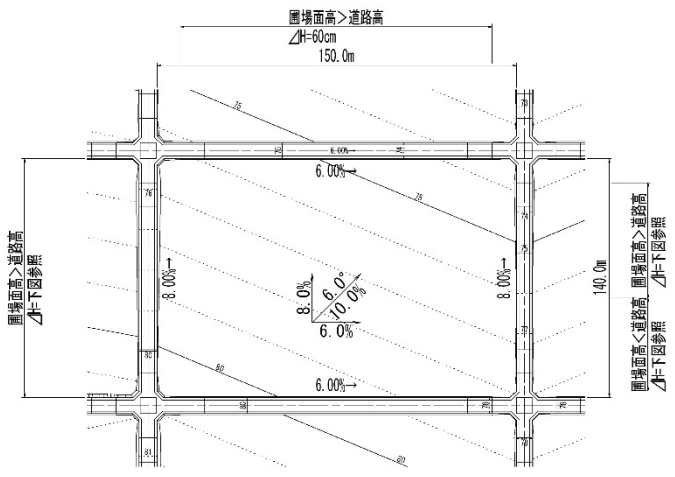
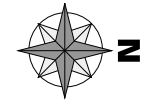
事業実施後



農業競争力基盤整備事業 茂畑地区 位置図

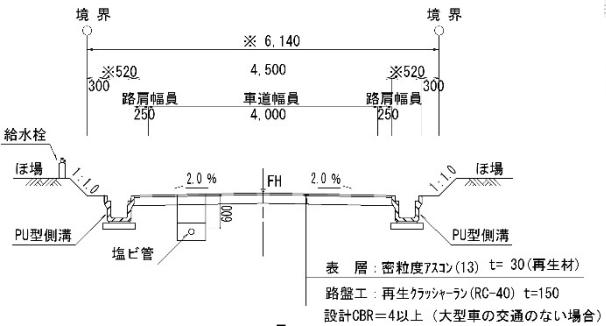
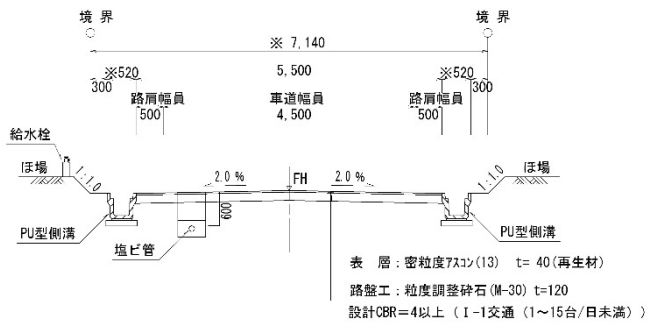


農業競争力基盤整備事業 茂畑地区 事業の進捗状況



幹線農道 (MR)

支線農道 (BR)



凡例			
	平成 25	年度迄	
	平成 26	年度	
	平成 27	年度	
	平成 28	年度以降	

1) 畑地帯担い手育成型

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理等の基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施するもの。

農業生産基盤整備：農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他の基盤整備（客土、暗渠排水、除礫、農用地造成、農地保全）

農業生産基盤整備附帯：土壌改良、高付加価値農業施設移転、農用地等の交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備

営農環境整備：農業集落道、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設、農業集落環境管理施設（附帯する堆肥運搬等の共同利用機械を含む）、近代化施設用地等の整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、地域資源利活用基盤

農業経営高度化支援：中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援等

- 採択要件：① 農業用排水施設、農道、区画整理のいずれかの事業を行うこと
② 受益面積の合計が20ha（北海道100ha、沖縄、奄美及び離島10ha、樹園地にあつては10ha）以上
③ 活性化計画等において担い手の経営する農用地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること
④ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合には、目標年度までに中心経営体集積率が55%以上育成されること 等

事業主体：都道府県等

補助率：農林水産省 50%、北海道・離島 52%、沖縄 75%、奄美 2/3

（但し、農業経営高度化支援は50%）

整備前



整備後



【農業用排水施設の整備】



スプリンクラーによる散水（茶畑）



チューブによる散水（いちご）

【区画整理】

整備前



整備後



区画整理後に導入されたハウス

【農道の整備】

